

令和 6 年第 3 回さくら市議会 定例会追加議案書

(令和 6 年 9 月 30 日提出 追加議案第 1 号、追加報告第 1 号)

付 議 事 件

第 3 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
追加 1	財産の取得の追認について	市 長	P 3
追加 報告 1	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	”	P 4

追加議案第 1 号

財産の取得の追認について

下記のとおり財産を取得したことにつき、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 55 号）第 3 条の規定により、議会の追認を求める。

記

- | | | | |
|---|--------|--|---------|
| 1 | 財産の種類等 | 小学校教師用指導書一式 | 1,647 冊 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 | |
| 3 | 契約金額 | 32,757,370 円 | |
| 4 | 契約の相手方 | 栃木県さくら市櫻野 505 番地
株式会社ビッグワン
代表取締役 大村 一夫 | |

令和 6 年 9 月 30 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

追加報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

令和 6 年 9 月 30 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

専決処分第 15 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 9 月 13 日

さくら市長 花塚 隆志

市は、令和 6 年 7 月 25 日に発生した事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1. 損害賠償の相手方

住所

氏名

2. 事故の概要

令和 6 年 7 月 25 日午前 10 時ころ、都市整備課作業員が、駅西 3 号公園で乗用草刈機による除草作業中、西から東に進行し作業を行ったところ乗用草刈機右後方部から飛び石により被害者宅の窓ガラスを損壊させた。被害者宅は、で所有者は。

3. 損害賠償の額

95,508 円